

A. 「平成27年度決算」について

【1】『クロネコメール便』の廃止を受けてのリカバリ策  
リカバリ策として、どういう手を打ったのか？

廃止の発表は2015年1月22日である：

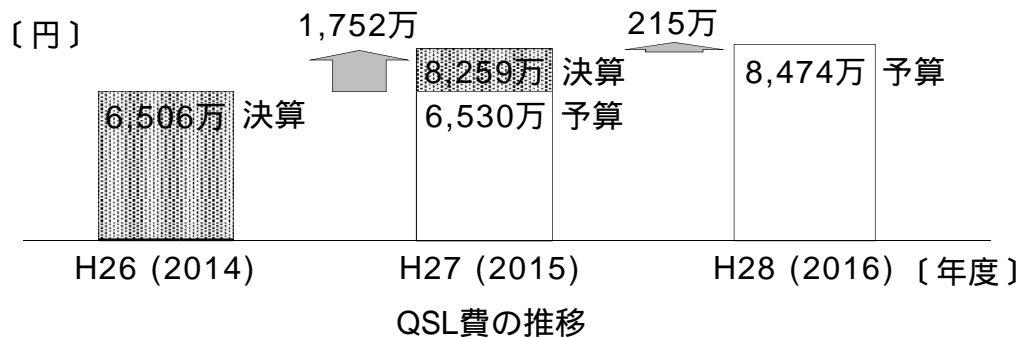
『クロネコメール便の廃止について』

[http://www.yamato-hd.co.jp/news/h26/h26\\_73\\_01news.html](http://www.yamato-hd.co.jp/news/h26/h26_73_01news.html)

この瞬間、2015年度内における、「連盟にとって無視しえぬ支出増」(実績として1,752万円)は見通せたはずである。

であれば「(偽り・フライングの)90周年記念式典の中止」などの策によって、赤字額の削減に手を打ってしかるべきではないか？

少なからぬ民間企業であれば、そのような挽回策を図るのではないか？



B. 「定款の変更」について

【2】『名誉会長』職の制度運用

前提としては、海外諸団体同様、「存命中の、元会長」という理解でいいか？  
そういった御仁 事実上JA1AN、失礼ながら、車椅子をお使いの90歳近い  
ご老体 を担ぎ上げることが、青少年育成も唱えられている中、どうして  
“一般社会に対するアマチュア無線の周知啓蒙”に結びつくのか？

- ARRL・IARUとの対比も踏まえた、具体的候補者  
ARRLおよびIARUでは「存命中の、元会長」という制度運用が図られている。  
すなわち当連盟では具体的には、JA1AN、JA5MGおよびJA7AIWが適格者  
となる。  
しかしかつ、すでに『名誉会員』たるのは、JA1ANのみである。
- 一方で、議案書で示されている本制度の目的  
以下のとおりである。

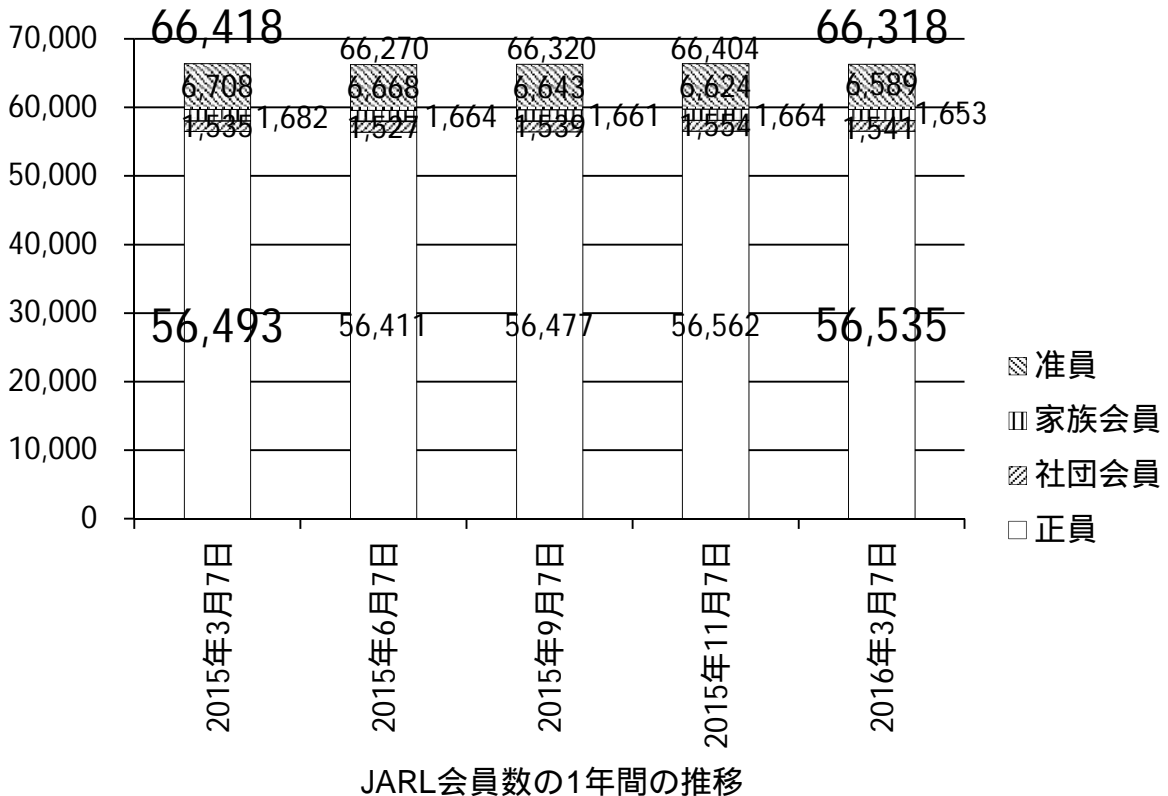
一般社会に対するアマチュア無線の周知啓蒙

C. 事業報告「1.(6) 会員増強キャンペーン」について

【3】会員増強キャンペーンの結果と今後

さしたる効果も得られなかったことから，経営改善にむけての根本施策を見直すべきではないか？

もし“会員数維持キャンペーン“であったらば成果として認められるが，とても“増強”といえる結果には至らなかった．



「試してみる」こと自体は否定しないが，1年間やってみて「不発」だということが証明されたわけである．

したがい，もはや根拠のない“期待”や“希望”に基づいた会員増強施策に頼るのではなく，以下のような次善策・代替策に方針を転換すべきではないのか？

- 会費値上げ
- 支出の削減（事業仕分け）

それでも「“会員増強キャンペーン“を続ける」というのであれば，昨2015年度にくらべて今2016年度はどう改善するのか？

（「PDCA」の「A」．）

また，過度に“会員増強”にこだわり続けることは，一見それに反する施策となる「会費値上げ」などの「経営改善に向けての攻め方のオプション」を，自ら狭めることになっていないか？

#### D. 事業報告「3.(1) コンテスト」について

【4】『無線局等情報検索』で確認できない『QSOパーティー』への参加者  
“免許切れ運用”の疑義があることから，以下のような措置が必要ではないか？

- ステッカーの送付の見合わせ
- 送付したステッカーの回収
- 免許の有/無の，本人への確認・申告
- 『定款』第10条による，准員への移行
- 『電波法』第80条による報告

#### ● 「免許切れ運用」の疑義 連盟の

- 『2016（第69回）QSOパーティログ提出局一覧』  
[http://www.jarl.org/Japanese/1\\_Tanoshimo/1-1\\_Contest/qp/2016/qsop16.htm](http://www.jarl.org/Japanese/1_Tanoshimo/1-1_Contest/qp/2016/qsop16.htm)

に掲載がある一方で，  
総務省の『無線局等情報検索』の

- 2015年12月19日付
- 2016年 1月 9日付

の双方のデータでともに確認できない局が，「60局」ある  
([http://jj1wtl.at.webry.info/201603/article\\_3.html](http://jj1wtl.at.webry.info/201603/article_3.html)) .

なお，事務局による「明らかな入力誤り」 これはこれで問題であるが とみられる以下の6局は，除いた：

7LK1AGL，7N1JJ,M（カンマ挟み），JE27ETC，JI3OQQQ，  
5エリアのJG6AXB，JQ7OJV（未発給プリフィクス） .

- 「不法運用者を表彰する」のか  
無論，そのような愚行は，本邦アマチュアを代表する団体たる連盟にとって，けっしてあってはならないことである .
- 「理事地位不在確認」との共通性  
またこういうことの放置 「正員の地位の確認」の放置 が，さきの  
「理事地位不在確認」といった争いを招いたのではないか？

E. 事業報告「3.(1) アワード発行」について

【5】アワード捏造申請者に対する，連盟発行アワードの再審査

以下の状況下，当該 7L2QXJ が2015年に獲得した連盟発行のアワードについて，『アワード規定』第5条第3項に基づく「QSLカードの提出」による審査を実施すべきではないか？

● 背景

『じゃぱん ひなたぼっこの会』の発行する『こてコテ・アワード』において，捏造申請が発覚している．

(以下のいずれかによる：

<https://archive.is/HDKgo>

<https://www.facebook.com/shigeyoshi.shimoda/posts/962431133824465> )

なお無論，このような行為は，QSLカードの所持証明の簡素化（自己申告化）への動きを，根底から揺るがす意味から，おおきな問題である．

● 連盟からのアワードの授与

当該会員は，以下の連盟発行のアワードを，昨2015年に獲得している

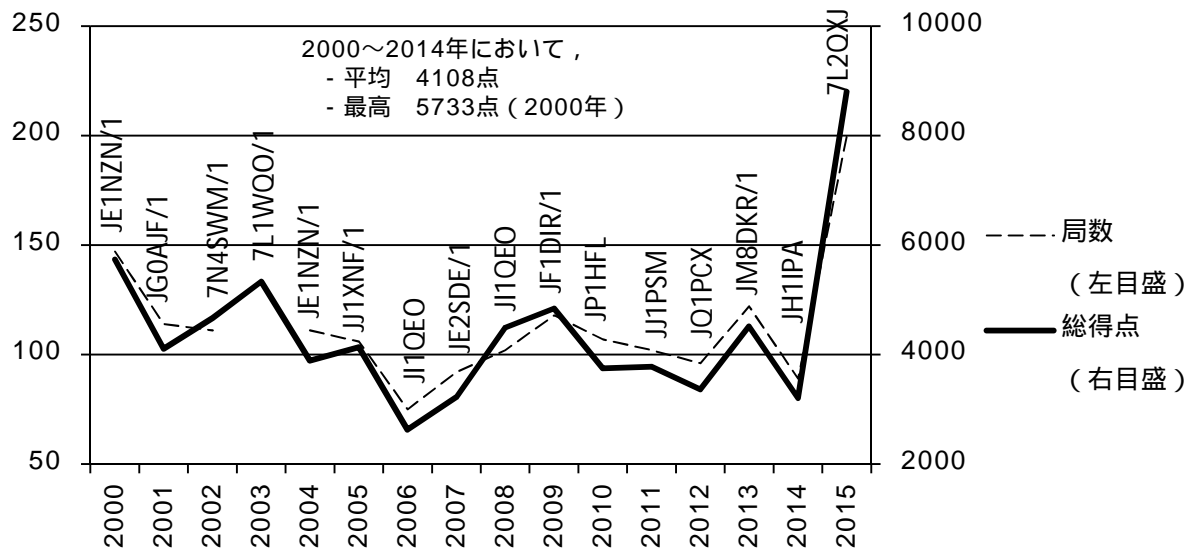
- WACA #2426 7MHz SSB特記
- WAGA #1680 7MHz SSB特記
- WAKU 7MHz SSB特記
- 90th Anniversary -J 7MHz SSB特記

● 付記

当該会員は，神奈川県支部主催の『オール神奈川コンテスト』（2015年）において，「過去十数年間例をみない突出した得点」8800点をもって，部門優勝の扱いとなっていることを，ここに付記しておく．

オール神奈川コンテスト 最高得点推移

(シングルオペ 144MHzバンド，県内，電信電話)



## F. 事業報告「3.(1) 特別局・特別記念局」について

### 【6】記念局の用いる無線設備

昨2015年の当総会で「法令を守って」と専務理事から回答をいただいているが、依然、どうしようもないほどにめちゃくちゃである。

ことに、一部の、理事・支部長・支部役員などの連盟の役職にある者が、一般会員の法令違反を助長しているように見える。

これら役職者への教育指導はどうなっているのか？

たとえば、『電波法関係審査基準』のアマチュア無線部分を、『規定類集』の『参考法令』に含めて配付すべきではないか？

あるいは知っての上での、法令違反の黙認なのか？

#### ● とくに「設備共用」の制約

第25回理事会（2015年11月）において、「特別局の運用場所の遵守について」という議論があったようだが、運用地よりも、むしろ使用する無線設備が問題である。

『電波法関係審査基準』における規定は以下のとおりである（別紙1 無線局の局種別審査基準 第15 アマチュア局）。

19 無線設備の設備共用は、次によること。

- (1) 設備共用は、次の各条件に適合するものであること。
  - ア 固定した局は、設置場所（移動する局にあつては常置場所）が同一であること。
  - イ 設備共用しようとする者は、当該設備共用を受ける免許人からの「承諾書」を提出すること。
  - ウ 設備共用する無線設備は、当該設備共用する者が操作できるものであること。
- (2) 社団局同士の設備共用及び固定する局と移動する局の設備共用は認めない。
- (3) 設備共用する場合には、無線局事項書及び工事設計書の「参考事項」欄に設備共用する無線局の免許人名、免許番号及び呼出符号を記載すること。

上記引用文（および施行規則38条 3項）に基づけば、以下のとおり解釈できる。

- (1) 「その記念局として得た証票が貼られているリグ」しか使えない
- (2) 1台のリグには、1枚の証票しか貼れない
- (3) 1台のリグに証票を複数枚貼ること、すなわち、1台のリグを複数局で共用することは、『設備共用』という扱いになる
- (4) 『設備共用』ができるのは、「設・常置場所が同じ」場合のみ
- (5) 『設備共用』は、社団局相互間では禁止

● 嘆かわしい実態

にもかかわらず，以下のような実態が見られ，あるいは漏れ伝わってくる．この惨状は昨年の特務理事の回答に明らかに反しているが，どう考えるか？もはや対象者の解任・解職などの処分が相応しいのではないか？

- 無線従事者免許証を取得しているとは思えない法令および手続きの理解度，ならびに，「単なる間違いにあたり問題ない」「局免許を受けるための書類は部内の文書である」などと遵法精神のかけらもない，我が連盟の理事の言動

例 1 ( <http://jo1euj-tom.cocolog-nifty.com/blog/2015/12/jj1wtl-e177.html> )

JARL理事が「記念局を運用するにあたっては、無線機は自分ので良い。ただしQSLカードには特別局の免許申請に使用したものを記載しなさい」と言った

例 2 ( メールにての情報提供 )

「記念局専用の設備は無い。自分の無線機で記念局のコールサインで運用しなさい」等の問題発言をしている理事が居ると言います。

( 補 . 記念局の免許申請が“公正証書原本不実記載等” )

例 3 ( メールにての情報提供 ;  
ただし記念局ではなく，補助局の借り出しに於けるやりとり

理事の方から【中略】同じ機種無線機があれば、送ったり送り返さずに済むから、その方法で運用してはどうか？という意見があったそうです。

例 4 ( <http://8j4vlp.saloon.jp/> の  
「2016年3月11日(金) 23:36」からのスレッド )

自分の移動局用として登録しているリグを、8 J 4 9 0 Y用に登録し、8 J 4 9 0 Yとして使っていないときに、個人局として使うのが電波法違反ですか？

( 補 . “中国地方全体で、最大でも1名”を除き，設備共用違反 )

例 5 ( 同 )

8 J 4 9 0 Y運用に先立ち、各県が8 J 4 9 0 Yを運用を希望する場合に、各県で保有している機種をあらかじめ登録して局免許を受けたものです。  
これが間違っていると許可が下りないのでしょうか。  
間違っているとしても、これは部内の文書であり、単なる記入間違いの部類でしょう。

( 補 . 『工事設計書』は免許の前提であり，“部内の文書”でもなければ，不正確な記載が“記入間違い”には留まらない )

- あたかも「自身の設備でJARL記念局を同時に兼ねられる」かのような、運用希望者の募集

例6 (福岡県支部のWeb, 2015年12月9日閲覧；  
ただし, のちに改善)

6 運用リグ及び出力 (50W 以下)	技適番号
ご自分の機器使用の場合 _____	W
ご自分の機器使用の場合 _____	W
ご自分の機器使用の場合 _____	W

※ご自分の機器利用の場合、技適番号を記入して下さい。

例7 (岡山県支部長から登録クラブ代表者あての文書,  
メールにての情報提供)

使用リグ&アンテナは各自のを使用し「無線局免許状8J490Y」の持ち回りで【後略】

#### 【7】コールサイン「8J1BOSAI」の異なる行事での使用

後述の異なる2行事に間隔を空けずに用いたことは、理事会決議への違反である。

なぜ違反したのか？

「理事会での決議」というあいまいな位置づけで“放置”し、「規定」に織り込んでいないことから、違反に気づかずに見落としたのではないか？

- ここでいう、異なる対象行事

- 2014年 の 第63回利根川水系連合水防演習
- 2015年 の 平成27年度栃木県・小山市総合防災訓練

- (参考) 理事会決議

第484回JARL理事会 (2006年2月) 報告から。

行事名や内容等が異なる特別局等の「同一のコールサイン」については、原則として3年程度の期間をおいて使用することとしました。

- (参考) 『利根川水系連合水防演習』を対象とした記念局の開設経緯

- 2013年 第62回 千葉県 ... 8J1BOSAI
- 2014年 第63回 栃木県 ... 8J1BOSAI
- 2015年 第64回 群馬県 ... 開設なし

## G. 事業報告「3.(2) ITUへの対応」について

### 【8】5MHz帯の分配

獲得にむけての見通しはどうか？

また連盟の対応は、もはや「獲得の意向が見えない」という次元を乗り越し、以下のとおり、あたかも「分配されたことを国内アマチュアに悟られたくない」とさえ思えるほどの異様な扱いである。

それでも日本のアマチュアの権益を代表している団体なのか？  
そもそも獲得の意志がないのか？

- 諸外国の団体との情報の扱いの差  
諸外国の団体では、現地速報や、機関誌の巻頭記事などで大きく扱っている。
  - ・ RSGB・ARRL ... WRC-15の会期中に分配の速報
  - ・ ARRL ... QST 1月号で巻頭記事化
  - ・ JARL ... 一切報道なし
- 総務省の意見募集に非対応  
最後の意見（パブリックコメント）募集に、連盟からの意見提出はなかった。  
これでは総務省から「いらぬんですね」と解されても仕方ないではないか。  
「くださいと言いつけること」が、新バンド獲得にむけての基本姿勢ではないのか？

（『2015年世界無線通信会議（WRC-15）に向けた我が国の暫定見解（案）に係る意見募集』，2015年5月30日～6月29日実施。  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban10\\_02000017.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban10_02000017.html)）

「連盟の会員たるメリット」として「QSLカード転送以外」を厳しく求められている中、まさにこういった「総務省への折衝団体」としての存在意義があるはずである。  
そのような中、このていたらくはいったい何事か。



## H. 事業報告「4.(1) 電波利用の秩序維持」について

### 【9】「電波適正利用推進員」「電波適正利用特別推進員」の誤記 連盟としてはどう指導しているのか？

一部の支部のWebや、一部の方のメールの署名に、以下のような誤記が見られる。

- 電波適正利用推進委員会
- 電波適正利用推進委員
- 特別電波適正利用推進委員

とくに相談・助言の活動について、以下は相互に密接に関係している。

- 総務省の「電波適正利用推進員」と「電波適正利用特別推進員」
- 連盟の「監査指導委員」

そのような中、「関係者が自ら誤記している」ようでは、組織とその活動の周知は無理ではないか？

そもそも、自らの役職名を誤記をするような方が、きちんと活動できるのか？

### 【10】ドローンの運用法

『ラジコン技術』誌2015年2月号『映像を電波で飛ばして空撮を楽しむクラブ』の記事などに対し、特段の反論もないようだが、右図上のような運用に「問題はない」という理解でいいか？

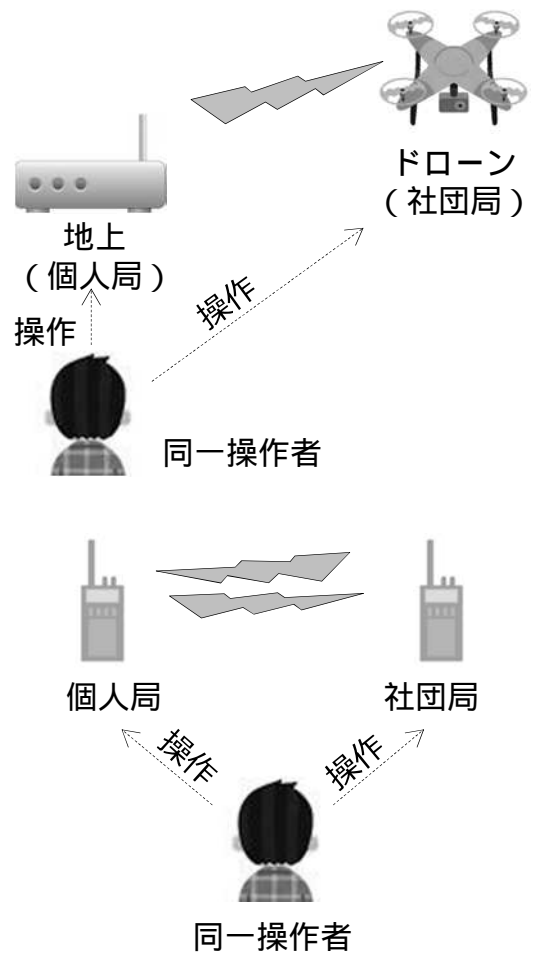
あるいは総務省や総合通信局などに対し、「このようなアマチュア業務はありうる、問題ない」と連盟から確認を取ったのか？

以下の疑念については、ここでは割愛する

- 「放送」ではないか？
- 「ビーコン局」は従前から運用されている。
- 「ID」は？  
飛行前に「ID画面を映す」措置が取られている

#### ● 類似例

ということは、稚内から石垣まで、右図下の構成で移動運用をすれば、「WACA達成」という理解でいいか？



ドローンの運用と、その類似例

## I. 事業報告「4.(2) 電波環境のクリーン化」について

### 【11】“3553kHz音楽放送局”

把握しているか？

夜間帯に、3553kHz LSBで音楽（昭和時代の歌謡曲）を流す局がある。  
ただでさえ狭いバンドで、SSB 1チャンネル分の帯域が占有されるのは痛い。  
輪をかけて、これが「数年」という長期に亘り継続している。

#### ● 会員の協力による発信源探査

おおまかでもいいから、会員の協力を得て発信源を絞り込めないものか？

- ・ 3.5MHz帯といえど、ビームアンテナを用いている会員もあるだろう
- ・ ダイポールアンテナによるヌル点の絞り込みでも、有効な情報となり得るだろう
- ・ 探知点の多さは精度の向上に繋がるだろう

拙宅（東京都港区）のいわゆるベランダホイップ（Outbacker社の  
Outreach）で、S9+20～30dB振っている（2016年5月1日22:00）。

#### ● JASRACなどの著作権管理団体への情報提供

総務省の動きが鈍いのであれば、音楽著作権の侵害に対する法令に則った適  
正な対応を別方面に求めることで、措置を“加速”する方策もあるのではない  
か？

---

### 【12】テレビや映画などでのアマチュア無線機の問題がある使い方

テレビ局・番組制作会社へ申し入れをしたことがあるのか？

いまでもときどき見かけることがあり、社会的影響が大きいと思われるこれら  
の案件に対して、JARLはどんな対応をしてきたか？

J. 事業報告「5.(2) 会員事業の推進」について

【13】クレーマー（モンスターペアレント）対応

「子供のため、子供が楽しみにしているのだから」を理由に、地方本部役員・支部役員・事務局へ執拗にクレーム行為を繰り返す会員がいるというが、その事実を把握しているか？

威力業務妨害まがいの電話により、仕事に支障を生じたり、健康を害しかかっている、ご親族・ご家族すらいるようである。  
このままクレーマーを放置するのか？

埼玉県支部大会（2016年3月20日）のできごと

「2014年5月5日のJA1RLと8J1RLとの交信イベントに参加し、子供が交信したが、2年経った今でもQSLが来ない」と、しつこく指摘。  
支部大会の議案説明中にも不規則発言。

ハムフェア2014のできごと

8J1Aの運用希望者受付を巡って、「せっかく記念局目当てに来たのだから、運用できないのは嫌だ」（「予約の時間・場所が分からない」）で実行委員（管理責任者を含む）に執拗に食い下がり。

---

K. 事業報告「6. 非常災害時への態勢整備」について

【14】非常通信などの通達法

非常通信の実施などについていち早い情報展開が必要となった場合、連盟の「Webの更新」や「臨時メールマガジンでの通達」などの手順はどのようになっているのか？

ここ1年では、台湾・ネパール・熊本・エクアドルなどで、大きな地震が発生している。

IARUやARRLからは「非常通信に留意」の案内があるのに対し、連盟からは明確なものは出されていない。

熊本の例では、以下による情報掲示なし。

- ・ 連盟中央
- ・ 九州地方本部
- ・ 熊本県支部  
（「Webの改版作業どころではない」状況は理解）

販売店『無線のクマデン』のFacebookが、現地の状況を垣間見るのに最も役に立った という状態である

仮に、「非常通信の必要はない」 商用通信網などが機能しているなどとしても、その旨を可及的すみやかに広報すべき意味はある。

## L. 事業報告「8. 国際協力の推進」について

### 【15】IARU 90周年への対応

諸外国と異なり，連盟ではIARUの90周年を祝う行事を実施しなかったのはなぜか？

とくに各国の団体による「IARU 90周年記念局」の開設が目立っていた．  
119局が確認できる（<http://iaru90.hamlogs.net/>）．

---

## M. 事業報告「以上のほか 刊行物事業」について

### 【16】『局名録』付録の再免許用紙

電子申請の利用者にとっては，不必要・無駄ではないか？  
総務省の「電子申請推進のうごき」に反するではないか？  
過半は用いられずに捨てられているのではないか？

- そもそも疑問な有効性

以下の不一致があり，単純計算で3/5（60％）の購入者は用いない．

- 再免許の間隔 …… 5年
- 局名録の発行間隔 … 2年

- 別特典の期待

「『局名録』購入の特典」としては，会員が実利を得られる別なメニューを考えた方がいいのではないか？

以下は一例である．

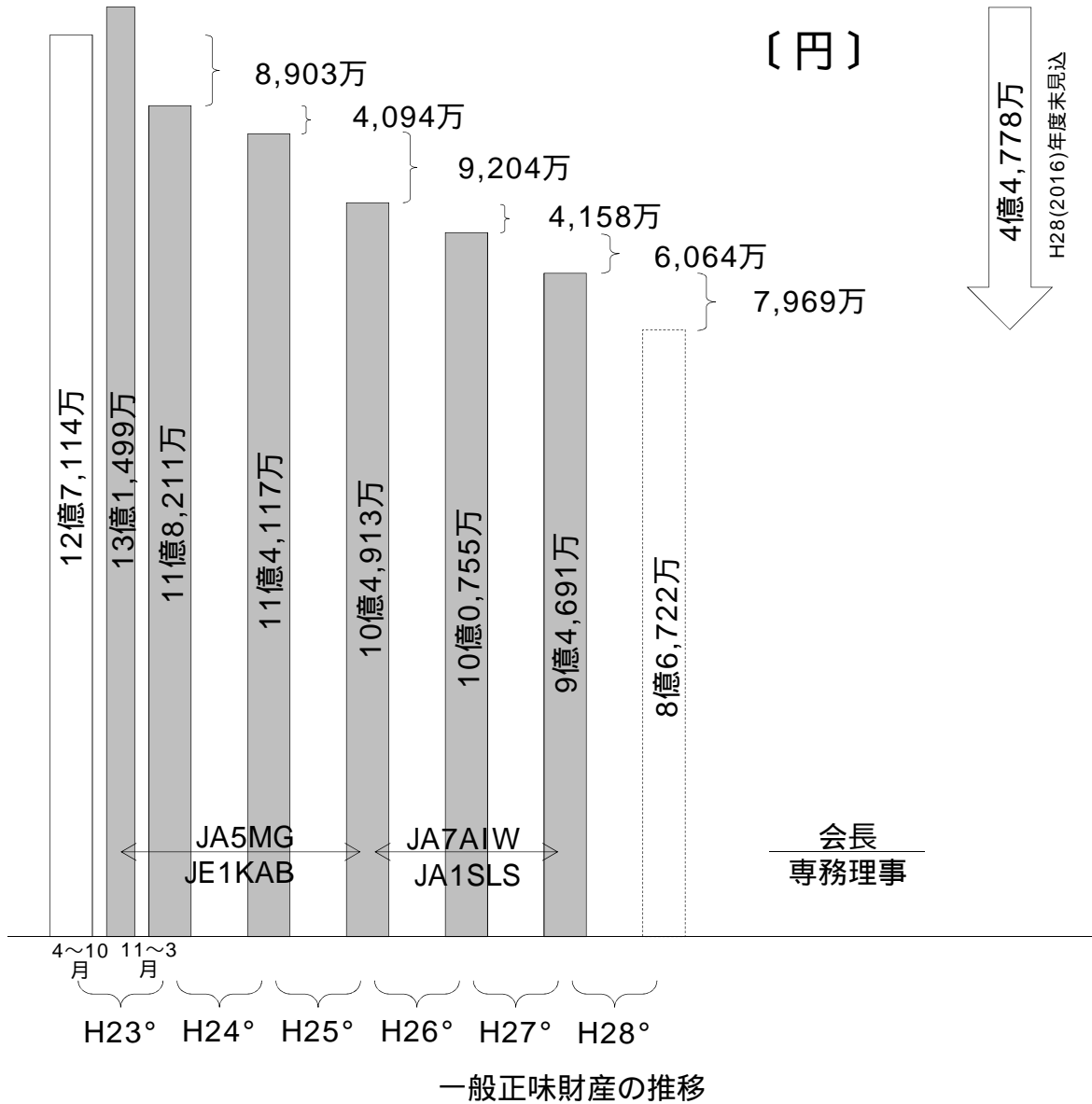
- 会費（QSL転送費用）の1～3か月分の無料化
- 「『局名録』の販売価格」そのものの値下げ

N. 収支予算について

【17】黒字化

今後の見通しはどうか？

下図は一指標としての、一般財団法人化後の『一般正味財産』の推移である。



● 10年後には経営危機

会長の発言は、かねがね、会員数・年齢層の面から「20年後に存亡の危機」となっている（第24回理事会（2015年9月）報告）。

しかしこのままでは、それよりも前に、経営面からの「10年後に存亡の危機」が訪れる。

認識が甘いのではないか？

- 今後の大きな影響要因

以下と考えるが、それぞれの見通しはどうか？  
またほかにもあるか？

- プラス要因（改善要因）

アグレックスへの移行に伴うソフトウェア開発費の、償却完了  
（7,700～7,800万円と聞いている）

- マイナス要因（負担増要因）

ひきつづきのQSLカードの郵送費負担  
（2015年度の「クロネコメール便の廃止」に伴うもの）  
消費税増税（8%から10%へ）  
電子QSLシステムの構築

- 財政規律の確立

収支均衡を実現する目標年を、再宣言すべきではないか？

第26回理事会（2016年2月）でも議論があったようだが、そのとおりで、  
「本年度8,000万円の赤字」が、突如「翌年度ゼロ」になるわけではない。  
また2015年度・2016年度と、赤字額が従来よりもむしろ拡大している点も  
問題である。

であれば、一例として以下のような、中期的な「赤字の許容額」を数値目標  
として定め、守るべきではないか？

- H28(2016)年度 ... 8,000万円
- H29(2017)年度 ... 6,000万円
- H30(2018)年度 ... 4,000万円
- H31(2019)年度 ... 2,000万円
- H32(2020)年度 ... 収支均衡

- 収支のプラス化

収支均衡（プラスマイナスゼロ）だけではギリ貧なのも事実である。  
仮に、前項のように「2020年度に赤字額ゼロ」を達成したとしても、「以  
降ずっと±0でいけば万々歳」「“内部留保”に相当する額がゼロでいい」と  
いうわけではない。

わずかでもプラスとしていくことが望ましい。

たとえば以下に例示する用途が想定される。

- 100周年記念事業を2026年に行うとすれば、それに向けた特定資産の積  
み立て（当該年度や、直近の募集特定寄附金だけで難しいのであれば）
- その他新規に何かをやろうとすれば、その財源

- 特定資産の費目名  
以下のように見えることから，費目名そのものを，実態に即して変更すべきではないか？

- ・ 『会館建設』 『衛星』の積立資産からの，将来にわたる恒常的な目的外の取り崩しの発生
- ・ 会館を建設するそぶりも，衛星を打ち上げるそぶりも，もはやなし

なお資産の本来の目的は，いまの費目名そのものであるから，平然と「赤字なので取り崩します」ではなく，転用についての会員へのていねいな説明・謝罪などは必要である．

---

【18】 『(公財)日本無線協会』にあてた出捐金の回収  
できないものか？

あるいは，出捐金は今はどうなっているのか？まだ健在なのか？

1981年，『(財)無線従事者国家試験センター』が設立された際は，その対象は『電話級アマチュア無線技士』の試験のみであった．  
その際，連盟から1億円を出捐している．

しかしいまや，アマチュアの位置づけは以下のとおり低下している．  
かかる状況下，かつ連盟側としても経営がおぼつかない中，できうるならば出捐金（一部でも）を取り戻してもいいのではないか？

- 『(公財)日本無線協会』に対する申請者の，「アマチュア÷全体」 ... 20%
  - ・ アマチュア ... 9,086名
  - ・ 全体 ..... 45,720名

(2014年度

<http://www.nichimu.or.jp/gaiyou/pdf/jigyohokoku26.pdf> )

- アマチュアの絶対数 ... 15%
  - ・ 1981年度 ... 88,728名
  - ・ 2014年度 ... 13,445名

(電話アマ～四アマの取得者数(単年度)，国家試験以外を含む)

O. 事業計画「1. 会員拡充への取り組み」について

【19】会費の長期割引による会員の繋ぎ留め

無線局の免許期間に合わせ、「5年」の会費メニューを設けてはどうか？

現状は最長「3年」までである。

現行の会費メニュー（例：『正員』の場合）：

- 7,200円 / 1年
- 20,400円 / 3年 （6,800円 / 年 相当，400円 / 年 分割引）

---

P. 事業計画「2. アマチュア無線活動の推進」について

【20】運用マナーの立て直し

もはや末期的な状況ですらあるが、今後どう再構築していくのか？

以下は例である。

- CQ誌2016年3月号p.176コラム
  - エリア指定遵守
  - かぶせ禁止
  - 呼び倒し禁止
  - スプリット確認
  - オンフレチューン禁止
- 『VP8STI VP8SGI』（<http://ict-kuwa.net/vp8s/>）
  - 他局に返っているのにお構い無しに被せて連呼する局
  - エリア指定を全く無視して連呼する某局（複数）
  - すでにログインされていると何度も言われても しつこく連呼する某局
- 7MHz SSBなどでの、サフィックスのみでの呼び倒し  
「サフィックスのみで呼びその後フルコール」という呼び方は、法令違反になりかねない。
- 空き状況の確認（チャンネルチェック）の方法  
自局の出处が明かであるべき。

よくない例

- (1) A局「チャンネルチェック」
- (2) B局「使ってます！」
- (3) (A局「失礼しました」)  
これすら言わない場合もあり

あるべき例

- (1)A局（必要時間聴取後）  
「チャンネルチェック、  
こちらはA、 県、  
混信妨害与えますか？」
- (2)B局「混信になります、  
こちらはB、×県」
- (3)A局「了解、失礼しました」



Q. 事業計画「2.(2)中，特別局・特別記念局」について

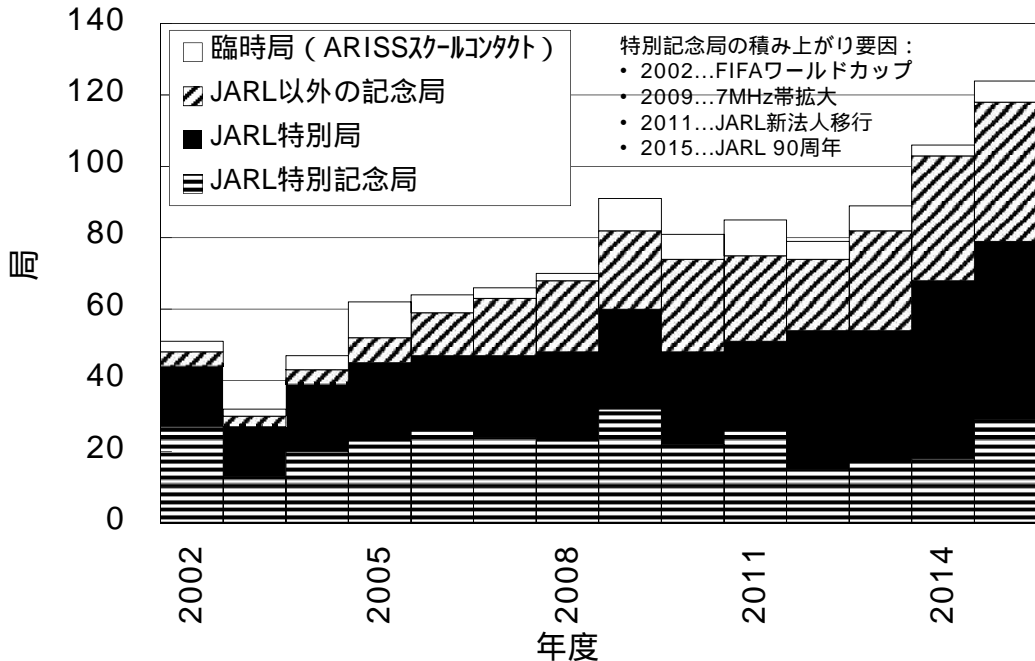
【21】記念局の制度の見直し

以下により，制度自体を根本的に見直すべき時期にきているのではないかと？

● 局数の増加

下図は，『JARL以外の記念局』が連続して開設されるようになった，2002年度以降の記念局数の推移である。

参考として，『ARISSスクールコンタクトのために臨時に開設される社団局』（臨時局）も含めている。



記念局・臨時局の局数推移

このように増加の一途を辿るなか，以下の負荷を鑑みれば，「8,000万円もの赤字を抱える連盟」が，はたしていまの制度のまま提供し続ける必要があるのか？

- 事務処理  
（もっとも，「支出金もないのに会計報告をさせる」など無駄も多い）
- QSLビューローへの負荷

● “連盟の特別行事”たりえない対象行事

「はたして“連盟の特別行事”として奉るに値するか？」が疑問な対象行事が散見される（というか大半である）。

現地にとってはおめでたいのは判るし，恨みがあるわけではないが，“直近の具体例”として単に代表として示させていただければ，以下などが，なぜ“連盟の特別行事”に値するのか？

- 今治市農業漁業祭
- 広島学院60周年

- 多くは特定の運用団体（運営委員会）による毎年の開設の繰り返し  
 それでは、連盟内での普遍的な“アマチュア無線の活性化”とは、必ずしも言えないのではないか。
  
- 『JARL以外の記念局』への移行の期待  
 以下により、下位の『特別局』については制度を廃し、すべて『JARL以外の記念局』に移行すべきではないか。
  - ・ 十分な実績  
 前出のグラフのとおり、実績も十分であるし、拡大傾向でもある。  
 ことに既経験の『JARL以外の記念局』については、以下のことが言える。  
 自身で総合通信局と掛け合い、許可を得ている  
 10,800円/年のQSLカード転送料をお納めいただいている
  
  - ・ 既存社団局の活用  
 運用団体はすでに社団局を有していることが多い。  
  
 開設の容易化の可能性  
 それら社団局の「識別信号の一時的な変更」によれば、手続き上、比較的容易に記念局が開設可能である。  
 （ただしこの場合、「当該社団局の構成員以外はゲストオペレータの扱い」となる弊害は現れる。）  
  
 設備共用違反の未然防止  
 疑念が晴れないが、「社団局の設備」で「JARL記念局の設備」を同時に兼ねることは、「社団局相互の設備共用」に該当し、禁止されている。
  
- 連盟事務局の事務負荷軽減  
 これまで開設手続きの作業をある程度 運用団体側に移したが、事務局側での残務も相当あるであろう。  
 以下は例である。  
 開設の周知  
 （実際、「Webでの告知が開設前になされない」ことがままある）  
 理事会への報告
  
- QSLカードの転送費用の徴収  
 『特別局』から『JARL以外の記念局』へ誘導し、10,800円/年の転送費を負担いただくことで、財政再建の一助とすべきではないか。  
 以下の理由をもってすれば、奇策ではない。  
 「楽しいことをしていただいた対価」による、財政再建  
 QSLビューローに与えている少なからぬ負荷（通常、数千枚/局）  
 すでに『JARL以外の記念局』ではご負担いただいている

- 『特別記念局』たり得るのに『特別局』  
『全国植樹祭』『全国豊かな海づくり大会』『国民体育大会』などは、行事の位置づけとして、上位の『特別記念局』を開設するに相応しい行事である。  
かつ、本来『特別記念局』とは、そのような国家的な行事を意図して設けられた制度である。

- 本末転倒な状態に  
それがいまや、以下のごとき状態に陥っている。  
“アマチュア内輪の行事”が『特別記念局』としてはびこる一方で、  
上述の「本来そうあるべき行事」が、下位の『特別局』に追いやられている。

- とくに本年度は異常事態  
今2016年度は、

上述の3行事が揃って『特別局』に“格下げ”

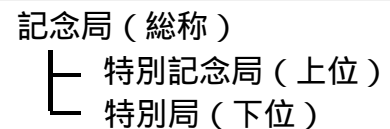
という、異常ともいえる事態になりそうである。

(順に、長野県 8J0GR ・山形県 8J7SEA? ・岩手県 8J71NSF?)

- 見栄え上の問題  
そもそも、以下の両者が「同格」という見栄えからしても、奇異である。  
上述の3回の地方行幸啓(天皇皇后両陛下がご臨席になられる)  
「今治市農業漁業祭」(一例)など

- 制度上の制約が一要因  
この問題は、「『特別記念局』の締切が早い(前年度中の1月末)」などの、  
制度上の制約が一つの要因となっているのではないか?

- そもそもの区分の判りにくさ  
正しくは右図のとおりであるが、“運用者による誤認識(詐称)”などは茶飯事である。



- リスクの移転  
別途述べたとおり、運用実態 とくに、使用する無線設備 がめちゃくちゃな状況である。  
このような局を、「連盟自らが開設する」ことは、もはや連盟にとってのリスクでしかない。
- 中央局・地方局・補助局(いわゆるRL局・YRL局)の運用の道は残る  
「どうしてもJARLの局のほうがいい」(転送料を負担したくない)という場合には、これらの局の公開運用によって救済できる。  
これらの局でもパイルアップは生じ、味わえている。

R. 事業計画「2.(2)中，コンテスト」について

【22】コンテストでのTwitterなどの利用の禁止化  
ルール化すべきではないか？

周波数（ポイント）ではなく，「どのバンドに参加しているか」を通知（Tweet）するだけでも，当該参加者に有利に働きかねない。

---

S. 事業計画「2.(2)中，アマチュア無線活動の活性化」について

【23】C4FMのレピータ局の導入可能性  
開設の要望が寄せられた場合，「連盟としては認める」と理解していいか？

- 禁止規定はない  
デジタル方式のレピータ局は「D-STARに限る」とは，制限されていない。
- 諸外国ではD-STAR以外のデジタル方式のレピータ局も用いられている。
  - ・ C4FM（ヤエスDR-1X）
  - ・ DMR（Digital Mobile Radio）（モトローラMOTOTRBOなど）
- 連盟だけが持つレピータ局の開設権  
本邦ではレピータ局の開設が連盟にしか許されていない中，C4FMを始めとする他のデジタル方式のレピータ局を連盟が開設しないことは，以下に反しかねないところである。
  - ・ 電波法でいう「技術的研究」
  - ・ 連盟の定款でいう「電波利用環境整備」
- 良心的な価格での機器供給  
あくまでアメリカでの例であるが，アマチュアとして手の届きやすい価格帯で，C4FMのレピータ機を提供するプログラムが提供されている。
  - ・ \$500（2015年7～9月）
  - ・ \$800（2016年4～6月）

（<http://uproda.info/post-2911> ，  
[https://www.yaesu.com/pdf/DR1-X\\_Installation\\_Program\\_Final.pdf](https://www.yaesu.com/pdf/DR1-X_Installation_Program_Final.pdf)）。

---

【24】ヤエスDR-1Xのアナログレピータ局としての国内導入の推進  
アナログレピータ局の更新用設備として国内利用できるよう，連盟として取り組むべきではないか？

既存アナログレピータ局の休止・廃止が多く見受けられる。  
一方で，現在連盟はD-STARレピータ局への移行を促しているようにも見受けられる。

しかしながら，アナログ設備のみの利用者が多いのが実情である。  
また災害発生時などにおける「レピータ局の有効性」は，デジタル（D-STAR）・アナログを問わず認識されている。

## T. 事業計画「3.(1) ガイダンス局の運用」について

### 【25】ガイダンス局の設備更新

アマチュア局に対する広報を送信する無線局（ガイダンス局）の更新見通しはどうか？

#### ● 問題点

おもに以下のような点が挙げられる．

- ・ 一部，いわゆる「新スプリアス規格」ではない．
- ・ デジタルモードに非対応．  
F7W（D-STAR・C4FM）  
20F1E、10F1E（アルインコ方式）

#### ● 参考

呼出名称	導入時期	ベース機	空中線電力
あまちゅあがいだんす 1～10	平成6年 （1994年）	FT-736M	25W
あまちゅあがいだんす 11～20	平成19年 （2007年）	FT-897DM	50W

#### ● 財源

（本項に限ったことではないが）『電波利用料』に求めることはできないのか？

連盟によるガイダンス局の開設・運用は，「連盟会員以外」も含めて，アマチュア無線界の全体に寄与しているものである．

---

## U. 事業計画「4. (2) 会員事業の向上」について

### 【26】週末の連盟の窓口対応

開けられないか？

とくに以下の対象者への会員サービスの向上につながる．

- ・ 平日に仕事を持っている方
- ・ 学生・生徒（青少年育成視点を含め）

直接は関東近郊だけの利便になるが，電話による問い合わせにも対応できるかもしれない．

一例としては以下のとおりである．

- ・ 「土・日休業」を「日・月休業」として，土曜日に業務を行う
- ・ 各月いずれかの週末，月一度でいい

【27】高額な社団会費の是正  
見直すべきではないか？

社団局の，個人局との会費の格差の是正を

「個人7,200円/年 に対し 社団10,800円/年」という設定は，近年の運用実態を反映していないのではないか？

会費の差の根拠をQSLカードの転送枚数に求めるのならば，「各種アワードサービスを行う個人会員」のほうが，一般の社団局よりもQSLカードの転送枚数が多いのではないか？

「支部が直接有する社団局」の優遇策を

支部が独自に自ら開設する社団局に対しては，「会費の減額（助成）」など，何らかの優遇措置があってもいいのではないか？

独自の社団局を有する支部が漸増傾向にある．

- 山梨 JE1ZRL
- 三重 JJ2YJC
- 京都 JE3ZPZ
- 和歌山 JH3YCD
- 富山 JH9YAA

これは，「連盟共通の設備（中央局・地方局・補助局）の使用権を行使せず，他支部にその機会を融通・提供している」ともいえる．

にもかかわらず，以下のような“正直者がバカを見る”状況が発生している．

- 中央局・地方局・補助局を借り出した場合  
QSLカードの転送費は無料
- こうした「自助努力」をした場合  
転送費（10,800円/年）を自身で負担

連盟中央はこうした現場の努力に応えるべきではないか？

【28】短期海外運用時の転送手数料

『転送手数料』（海外局あてに限る）に関して、たとえば次の方策などは取れないか？

- 例1：「1回何枚までいくら」という従量課金制
- 例2：「3ヶ月」あるいは「半年」単位という短期間化

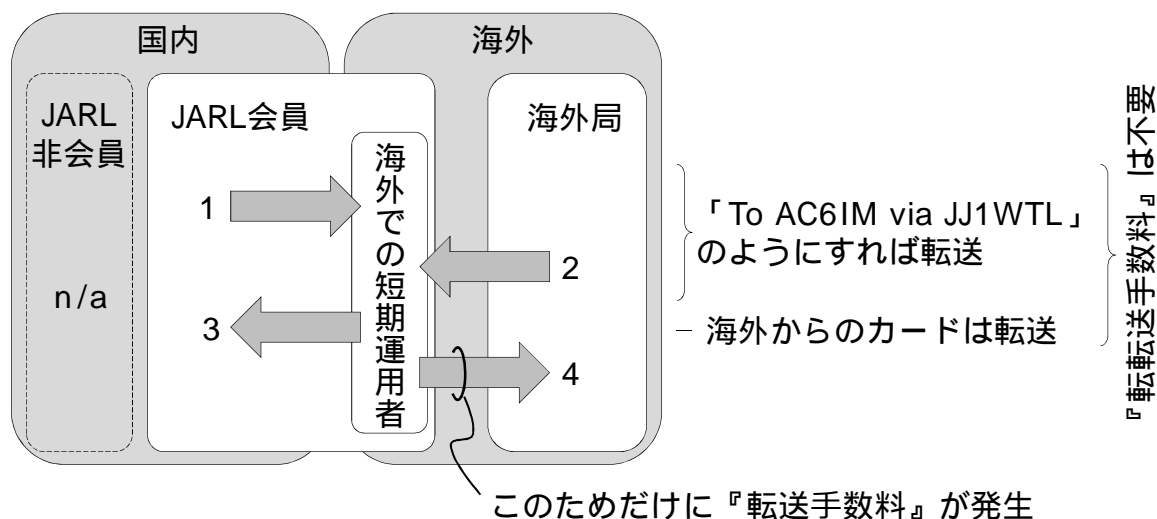
「例2」の場合、「海外からのSWLレポート」に対する返信がほぼできないことになるが、以下によりここでは無視する。

- そもそも「1年」でも間に合わない
- 「インターネット上のデータの丸写し」であることが昨今多発
- 直送による方法は可（SWLまたは当該国のビューローあて）

ここでは、いわゆる“DXバケーション”といわれる、数日～数週間の短期間の海外運用を前提とする。

この場合、JARL経由で交換されるQSLカードは、下図1～4のとおり四分類できる。

このうち、「4」のためだけに1年分の『転送手数料』が発生している。



しかしここで、以下のような状況が鑑みられる。

根底としては、「“社団局の会費の高さ”に関する疑念と同じ」とも言える。

- 海外局への転送コスト  
 通常のJARL会員あてよりも、安価なはず。
  - 各国のビューローにあて、「まとめて」送付  
 仕分けコスト ... JARL会員むけに比べ低い（「1局ごと」にあらず）  
 送料 ... 数百枚程度は誤差の範囲であろう
- 利用契機  
 海外で短期間運用した会員は、多くの場合、一回だけまとめて発送
  - にもかかわらず、『転送手数料』は「1年単位」という長期での負担

## V. 事業計画「4.(3) ICTの活用」について

### 【29】QSLの電子化

なかなか見通せない理由は、以下のどちらか？

- “紙”のQSLビューローの受託者たる、『フジ企画』の反対
- 執行側の、“島根の生活もあるから”との勝手な思いこみ
- 『関西ハムシンポジウム』（2016年1月31日）であった、誤解を招きかねない、上述のような議論に基づいての質問である。  
(<http://blogs.yahoo.co.jp/oceanzebra2/13362147.html>  
<http://blogs.yahoo.co.jp/oceanzebra2/13388874.html>)
- そもそも論
  - 配慮は不要  
仮に後者（勝手な思いこみ）だったとして、“発注側”たる連盟にとっては、ましてそれを経営する立場としては、「受託側の生活があるから（電子化を実現できない）」などの配慮は、まったくもって不要ではないか？
  - サービスの永続性はすでにない  
一私企業によって支えられている限り、「QSLビューローの永続性は担保されていない」（いつ止められるかわからない）との危機感を抱くべきではないか？  
  
すなわち、電子化の有無にかかわらず、場合によっては“次の委託先”を探し始める必要があるのではないか？  
  
現契約で何年先まで担保されているのか？
  - 複数社を競わせての選定  
毎年なり、数年に一度なり、公募などで複数社（者）を競わせた上で選定すべきものではないのか？  
契約の内容も問題ではないのか？  
「毎年の随意契約」なのか  
「いずれの当事者から申し出がない限り自動更新され続ける契約」なのか

---

### 【30】社員総会のインターネット中継

できないものか？

- 旧社団法人時代の寝屋川での臨時総会では実績がある
- 『社員総会速記録』の開示までに、5ヶ月もの期間を要している
- 所用や人数制限から、傍聴に行けない会員もいかなない
- 「せめて音声だけ」という策もあり得る



W. 事業計画「6.(1) 青少年へのアマチュア無線活動の周知・支援」について

【31】アマチュア無線への勧誘策の見直し

抜本的な発想転換の必要はないか？

- 「連絡用だけではない」ことの訴求  
数十年来にわたって，“アマチュア無線は連絡用に便利”的な勧誘がなされている（“こんなとき・あんなとき・アマチュア無線があれば楽しさ倍増”）．  
しかしこの手法では，以下の現状からすれば，容易には振り向け得ない．
  - ・ LINEやメールで充分  
いまの携帯電話の普及率・カバー率や，LINE・SNS・メールなどのサービスの充実から．
  - ・ 免許取得の手間の回避  
「特定小電力無線機」「デジタル簡易無線機」「（合法）市民ラジオ機」「玩具トランシーバ」の存在から．  
（無論使用は違法であるが，外国規格機のWeb通販店を含めた販売も（FRS・GMRS，PMR-446，中国版特小など）．）

したが以下を克服し，「なにが楽しいのかを簡明に伝える」ための一工夫が必要である．

- 「海外における青少年育成策」の参照  
「若い人がどういうものに興味を持ってくれるか」を，私達のような年長者が考えても窮するのみであり，若い人に訊いてみるべきである．  
しかし本邦には，そもそも母数となる若い人が少なすぎる．  
また昨今，“青少年育成”が世界のアマチュア界共通の主題となってきた．  
であれば，「海外の若い人」の話を聴いてみる手はある．

たとえば今年の『Dayton Hamvention』では，若者によるフォーラムが開催され，11～17歳の8人の若者が，「自作」「デジタル通信」「DX」「コミュニティ支援」などについて発表している．

（“Carole Perry, WB2MGP, to Moderate Hamvention Forums Focusing on Youth”

<http://www.arrl.org/news/carole-perry-wb2mgp-to-moderate-hamvention-forums-focusing-on-youth> )

### 【32】青少年会費の導入・拡大

少なくとも「大学生」世代までの拡大は必須ではないか？

- 他団体の例

- ARRL

“Youth”は21歳以下（\$25 / 年，通常\$49 / 年のところ）．  
（<http://www.arrl.org/membership-levels>）

- 携帯電話各社

“学割”は25歳以下．

- 正規の会費としてのメニュー化

なお青少年むけ会費の，「助成金」ではなく「正規の会費のメニュー」としての制度の明確化・簡素化については，従前から求めているとおりである（上述のとおり，ARRLは実施中）．

もっとも，（青少年）会費に対するコストパフォーマンスレシオの納得感も，欠かせないであろう．

端的には，「QSLビューロー以外の，JARL会員でなければ受けられないサービス」の魅力である．

---

### 【33】連盟が開設する局による青少年啓発

連盟の持つ，中央局・地方局・補助局・JA1YAAなどをもっと活用できないか？

以下のような意義はありそうである．

- 中学校・高校において社団局が“壊滅”ともいえる中での，受け皿．

- 「運用したことがない周波数帯・モード」を試せる環境．

先日の『こどもの日特別運用』の際に，いきなり21MHz SSBで8J1RLとの通信に挑戦したお子さんのように，「FMのほうが良いなあ」

（<https://www.youtube.com/watch?v=5oFZq0iW0o4>）となりかねない．

（事前に一般むけの交信でSSBの音に触れてもらうべきだったか．）

関東であれば，連盟事務局を前提とするならば，以下のような課題はある．

- 休日の事務局への出入り

- 大塚というロケーションそのもの

秋葉原・池袋などのほうが“若者のアクセス”の面で利便，張り出しでショールームを設ける策はありうる

X. 事業計画「効率的な事務局業務の実施体制強化」について

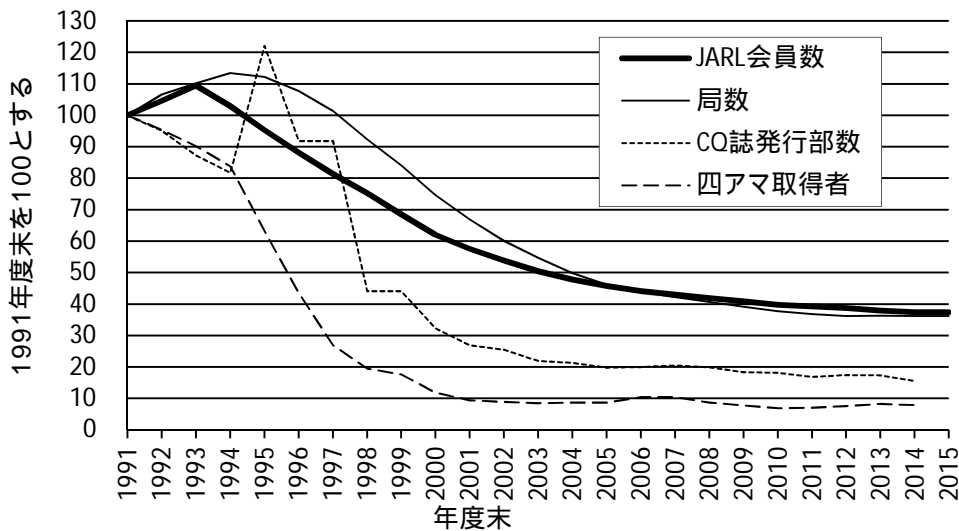
【34】JARLへの統合

JARLへの統合による経営の効率化を考えてみる時期にさしかかっているのではないか？

● アマチュア局数の減・会員数の減

JARLを分離したのは1991年だった。その当時と比べると、アマチュア局数・会員数とも、いまでは4割ほどに低下している。

もはや我々には、二つもの団体を支えていく余力はないのではないか？

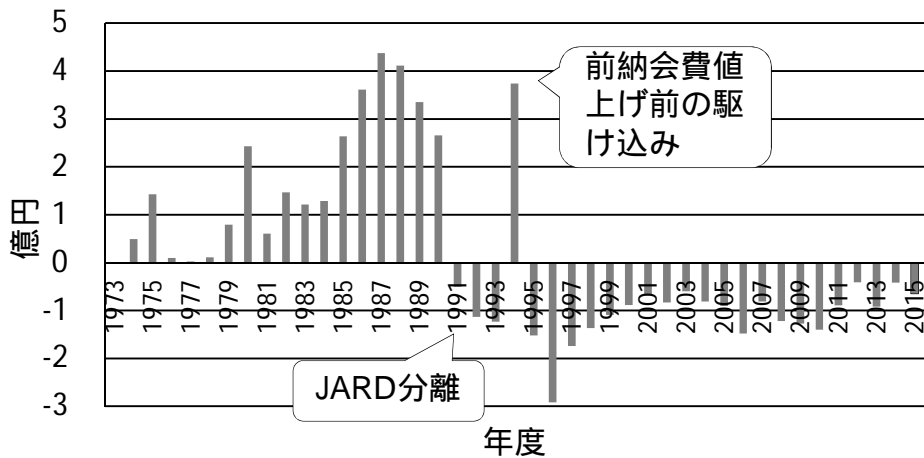


JARLの分離時と比べた、今の環境

● JARL分離後のJARLは終始赤字

1991年当時にも危惧した方があったが（いわゆる“沖縄総会決議無効訴訟”）、まさに分離後のJARLは、終始赤字である。

ただし、1994年度の特異要因を除く（前納会費値上げ前の駆け込み）。



JARLの正味財産の増減

- 経費効率化の期待  
端的な例として，統合によってJARL側900万円の役員報酬が半減できたと仮定すれば，それだけでJARL側の赤字（6,064万円）の7%が解消できる．
- JARDとて安泰ではない  
以下の主要事業のすべてで，民間の参入が許されており，実際，競合も発生している．
  - ・ 技術基準適合証明・工事設計認証
  - ・ 養成課程講習会
  - ・ 保証認定

統合による効率化をもって，万全を期す意味はある．

- 存続法人  
1991年の分離時の，「技術基準適合証明を実施するなら財団法人」という前提（郵政省からの指導）に基づけば，存続法人はJARDとなる．  
ただし，以下の“見栄え”面は議論の余地が残る．
  - ・ 団体としての設立年を1916年とするか
  - ・ 現JARDをJARLに改名するか
- 他団体の例  
『日本野鳥の会』は（公益）財団法人であるが，以下の機能を有している．
  - ・ 個人会員の存在
  - ・ 地域ごとの活動
- サービスの提供は組織の形態に非依存  
以下は，社団・財団の形態をとわず，可能なはずである．
  - ・ 「QSLビューロー」や「アンテナ保険」などの会員サービス
  - ・ アマチュアの意見の行政への提案

- 実態としてすでに「選挙によらない専務理事」中心の運営  
社団法人時代の「総会」，一般社団法人時代の「社員総会」の答弁者をもて，すでに専務理事（事務局）中心で組織運営が回っていることは自明である．

このことからすれば，「選挙によらない理事者」が経営を主導することに，特段の問題はない．

（とはいえ「統合後のJARDの理事の一部を，アマチュア間の選挙で選出する」という策はありうる．）

- ほとんど無意味な社員総会  
一般社団法人たる組織形態ゆえ，364万円もの経費をかけて開催されているわけだが，以下の観点からは無駄である（2015年6月開催の様相から）．
  - ・ 大多数（76％）の社員は意見なし．
    - 2名 正副議長
    - 18名 準備書面提出
    - 11名 当日発言
    - 96名 いずれにも該当せず（含 欠席）
  - ・ 社員から出された意見を，執行側（理事会および事務局）が，組織運営に特段くみ取っているようにも見えない（言わせっぱなし）．

これでは開催費用を，以下のいずれかに回した方が有効でありかねない．  
赤字の解消  
実事業

- “人”により構成される社団法人ゆえの「会員 対 連盟」「会員 対 会員」の争いに疲弊  
裁判沙汰もこれまで8件（連盟を対象とした事案に限る）．
  - ・ 1986～1990年 講習会の会場不備
  - ・ 1987～1995年 岩瀬事件（ラサ事件）
  - ・ 1988～1993年 理事選無効 【証拠保全のみ，提訴なし】
  - ・ 1990～1997年 花博オーバーパワー事件
  - ・ 1991～1996年 沖縄総会決議無効
  - ・ 1989～1992年 ココム違反 【不起訴】
  - ・ 2012～2014年 理事地位不在確認
  - ・ 2013年～ 委託計算料等支払請求

くわえていまや，「落選者のほうが地方本部長に就任する」など，もはや組織運営上の常軌を逸している．

## Y. 事業計画【対 総務省】

### 【35】 CEPT諸国との相互運用協定 発効の見通しはどうか？

状況を整理すると、以下のように「日本側の対応を待っている」ように見えている。

- CEPT側は発効済み：  
T/R 61-02 Table 2に「Japan」の記載あり  
<http://www.erodocdb.dk/docs/doc98/official/pdf/tr6102.pdf>
- したがって本来はすでに、往訪する日本人はその恩恵にあずかれる
- しかし以下により、日本側の発効・準備を待たざるをえない
  - ・ 逆方向の「来日者」に対する“相互平等”の観点
  - ・ 無線従事者免許証の英文証明の、HAREC様式への対応  
(HAREC: Harmonized Amateur Radio Examination Certificate)

なお、念のため注記すると、下表のとおり二つの制度が並存しているため、両者を混同しないことが肝要である。

ドキュメント	対象の滞在者	運用法	状況
T/R 61-01	短期 (90日以内)	「往訪国/ ホームコール」 (例：M/JJ1WTL)	日欧間で未締結
T/R 61-02	長期		すでに欧州側が日本を受け入れ

### 【36】 免許手続きの簡素化 その後の状況はどうか？

総務省からの2015年7月3日付の発表資料

『「規制の簡素合理化に関する調査」の勧告に対する改善  
～関係者からの意見・要望への対応～』

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000366691.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000366691.pdf)

では、以下のとおり述べられていた。

アマチュア無線の利用者の負担軽減を図るため、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え及び増設を行う場合に、無線従事者の資格の操作可能な範囲内において、手続の簡素化を図ることが可能かどうか考え方を整理するため、他の無線局との関係等主な論点を挙げ、平成27年度中を目途に検討を行っているところである。

【37】「移動する局」の扱いの緩和

「移動しない局」との免許の分離，出力の制限について見直せないか？

- 「移動しない局」との分離の解消
  - ・ 「免許が二つ必要になっている」状況を解消すべきではないか．
  - ・ 仮に「移動する局は50W」の制限を残す場合であっても，「200Wの設備を50Wに減力する」などの運用を認めて欲しい．  
そうすればアマチュアにとっての金銭的なメリットは大きい．  
2台の設備を購入せずともすむ．
  - ・ 諸外国で，このような分離を強いている国は耳にしたことがない．
- 移動する局の増力
  - ・ 50Wから，たとえば100Wまたは200Wに上げられないか．
  - ・ 1955（昭和30）年 すなわち61年前 に，移動運用が解禁された際からの制限である．  
いまではスプリアスなどの面からも，設備の性能が上がっており，移動する局が50Wを超えても，周囲に迷惑を及ぼす可能性は下がっているはずである．
  - ・ 移動時の運用場所がたとえば「設備的に申し分のない，建屋などでの“フィクストポータブル”」であれば，50W超えの運用であっても許されるべき
  - ・ 移動する局では，「一アマ・ニアマ」と「三アマ」とで差が出ない  
ともに50Wの電力が扱える  
ただし，10MHz帯・14MHz帯を必要としなければ
  - ・ 以下が狙える  
上級資格の取得意欲の向上（そのニーズの創出）  
それによる活性化

### 【38】JT65対応のためのバンド拡張・使用区分修正

昨今，とくに1.8MHz帯でのいわゆるオフバンド運用の摘発が相次いたが，いっそ発想を転換し，「国際的なJT65の運用周波数までバンドを拡張する」という要求はどうか？

#### ● 関連発表

- アマチュア局が動作することを許される周波数帯外の電波監視について  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/info/27/1015uk.html>
- 電波法違反の無線局及び無線従事者に対する行政処分の実施  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/press/28/20160222uk.html>
- 電波法違反の無線局及び無線従事者に対する行政処分の実施  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/hodo/160401-3.html>
- 電波法違反の無線局及び無線従事者に対する行政処分の実施  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/press/28/0425uk.html>

#### ● バンドの拡張

以下の2周波数までの拡張を指す．

国際的な周波数の整合（ハーモナイゼーション）の面からも，そのほうが望ましい．

- 1.8MHz帯 ... 1838kHz
- 3.5MHz帯 ... 3576kHz

#### ● 使用区分の修正

いまの7MHz帯の7076kHzは，「海外交信のみ」の制約がある．

#### ● 3.5・3.8MHz帯の細切れの解消

本件とほぼ同意であり，あわせて期待される．



## Z. 昨2015年度提起事項

### 【39】昨年度提起事項

けっして諦めたわけではないので、おもなものを今年も再掲する。

またこのほかにも、他の、準備書面提出者・発言者から各種の提案があったが、この一年間、特段、連盟の運営に意見が反映されたとは思えない。

H27(2015)年度 社員総会での提起事項(一部他の社員からの提起も踏まえ補足)	
支部費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「会員一人あたり」でみての格差の是正を</li> </ul>
支部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な格差の範囲に(会費は全国一律)</li> <li>・ 宮崎県支部長長期不在問題も</li> <li>・ Webなし支部問題も</li> </ul>
職員のベースアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費増税分は織り込まないと実質減給</li> <li>・ 政府の方針</li> </ul>
社団局会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見直しを</li> <li>・ 昨今の運用状況では高額である根拠が希薄</li> </ul>
ARISSスクールコンタクトのQSLカード無償転送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止を</li> <li>・ 実態が“PTAがパイルアップを楽しむ場”化</li> <li>・ そもそも「発送のみ無料」に、青少年育成の意味希薄</li> <li>・ 転送規定になし</li> </ul>
参与の選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若返り・流動化を</li> <li>・ 「経営」に強い方のリクルートを</li> </ul>
レピータ局の開設者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連盟以外にも(対総務省交渉)</li> </ul>
記念局の開設手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とくに、特別局の開設基準の遵守を</li> <li>・ 申し込み締切の踏み倒しが半数以上(2014年度)</li> <li>・ 根本的な制度改正も</li> </ul>
総務省のパブリックコメント対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確実に</li> </ul>
スプリアス規格の移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確実な対応を</li> </ul>
クラブ規程との齟齬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「連盟の周知事項について優先的に受けられる」はずが、現状なし(東京都支部)</li> </ul>
行事案内の支部Webへのリンク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局の負荷軽減</li> </ul>
jarl.com割当容量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5MBからの増強を</li> <li>・ 支部Webの巻き取りで、継承性の確保・コンテンツの散逸防止を</li> </ul>
青少年優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「助成金」ではなく「会費のメニューの一つ」とし簡素化を</li> </ul>

【続】	
選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票率の向上策を（臨時メールマガジンなど）</li> <li>無投票当選者についても「公報」相当の情報開示を</li> </ul>
QSLカードのスキャン保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>アワード規約上で許容を</li> </ul>
“スパムQSL”対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報（会員への協力依頼）を</li> </ul>
「補助局」の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>「証票」での分離運用ができ、「地方局」への巻き取り（経費削減）可</li> <li>「特別局の制度廃止」との同期なら可能性高</li> </ul>
デジタルモードの手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡略化を（対総務省交渉）</li> </ul>
レピータ間の補助中継回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>D-STAR以外でも許容を（対総務交渉）</li> </ul>